

川崎市上下水道局公共工事代金債権信託制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

(平成29年3月10日28川上総管第3082号)

- 1 公共工事代金債権信託制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱（平成29年2月21日28川財契第10299号）の規定は、川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）第37条ただし書に規定する債権譲渡の承諾に係る手続について準用する。この場合において、第1条中「川崎市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第6条第1項ただし書」とあるのは「川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）第37条ただし書の規定」と、第2条第2項第2号及び第3号並びに第4条第1号及び第3号中「契約約款」とあるのは「川崎市上下水道局工事請負契約約款」と、第7条第1項及び第8条第1項中「財政局資産管理部契約課」とあるのは「上下水道局総務部管財課」と、第1号様式中「川崎市長」とあるのは「川崎市上下水道事業管理者」と、「川崎市工事請負契約約款」とあるのは「川崎市上下水道局工事請負契約約款」と、第2号様式及び第3号様式中「川崎市長」とあるのは「川崎市上下水道事業管理者」と、第4号様式中「川崎市長」とあるのは「川崎市上下水道事業管理者」と、「川崎市工事請負契約約款」とあるのは「川崎市上下水道局工事請負契約約款」と、第6号様式から第9号様式までの規定中「川崎市長」とあるのは「川崎市上下水道事業管理者」と読み替えるものとし、第10号様式の規定は適用しない。
- 2 第10号様式は、この要綱の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日29川上総管第3032号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日2川上経管第2845号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月28日5川上経管第1111号）

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

(債権譲渡人)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(債権譲受人)

所在地

名称

代表者職氏名

印

債権譲渡人は、川崎市（以下「発注者」という。）との間で締結された工事請負契約に基づく下記譲渡対象債権を、債権譲受人に、債権譲渡人と債権譲受人との間で締結された 年 月 日付信託契約に基づき信託譲渡することになりましたので、川崎市上下水道局工事請負契約約款第6条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

また、下記譲渡対象債権の支払につきましては、後日通知する振込口座にお振込みくださいますよう依頼します。

なお、工事請負契約上の受注者の債務は、債権譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される債権譲渡人の工事代金債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合において、川崎市上下水道局工事請負契約約款第3 2条第2項の検査に合格し引き渡した部分に相応する請負代金から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、内払金、債務負担行為による契約の各会計年度における支払限度額の範囲内で支払われた金額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とします。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、川崎市上下水道局工事請負契約約款第5 4条第1項の既済部分の検査に合格し引渡した部分既済部分に相応する契約金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、内払金、債務負担行為による契約の各会計年度における支払限度額の範囲内で支払われた金額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とします。

(1) 工事件名

(2) 工事場所

(3) 契約締結日

年 月 日

(4) 工期

年 月 日から 年 月 日まで

(5) 契約金額

金 円 (申請日現在)

(6) 支払済前払金額

金 円

(7) 支払済中間前払金額及び内払額

金 円

(債務負担行為による契約における各会計年度の支払限度額の範囲内で支払った額を含む)

(8) 債権譲渡額

金 円 (申請日現在)

※ (8) = (5) - (6) - (7)

なお、債権譲渡承諾後の契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)の契約金額は変更契約後の金額とします。この場合は、債権譲渡人及び債権譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を本市に提出します。

- 2 債権譲渡人は、上記工事の譲渡対象債権について、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 債権譲渡人の下請企業等の保護に関しては、債権譲渡人が責任を持って行い、発注者には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 5 債権譲渡人及び債権譲受人は、本債権譲渡が、債権譲渡人の当該工事の施工に必要な資金の調達又は債権譲渡人の下請企業への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に、発注者が本債権譲渡を承諾するものであることを承知いたしております。
- 6 債権譲渡人と債権譲受人との間の取引に関し必要な既済部分の確認は、債権譲渡人及び債権譲受人が責任を持って厳正に行います。
- 7 債権譲渡人及び債権譲受人は、工事請負契約に基づき発注者が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は債権譲受人が行い、債権譲渡人は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、債権譲渡人は工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する債権譲受人の連絡先及び担当者
所属
職・氏名
電話番号

※ 当該依頼書の申請に当って債権譲渡人が使用する印は、当該工事請負契約書に使用した印とします。

※ 当該依頼書の申請に当って債権譲受人が使用する印は実印とします。

(第2号様式)
年 月 日

委 任 状

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

所 在 地
商号または名称
代表者職氏名 _____ 印

1 工 事 名 _____

2 契約金額 _____ 円

私は、所 在 地
商号または名称
代表者職氏名

を代理人と定め、上記工事請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾依頼書の提出に関する権限を委任します。

※工事代金債権譲渡人が委任者の場合は、当該委任状の使用印は工事請負契約の使用印とします。

※工事代金債権譲渡人が共同企業体の場合は、代表構成員名義で行うこととし、当該委任状の使用印は工事請負契約時において使用した印とします。

※工事代金債権譲受人が委任者の場合は、当該委任状の使用印は実印とします。

下請負人等に対する支払計画書

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

(受注者)

所在地

名称

代表者職氏名

印

工事名 _____ (契約番号 _____)

契約金額 _____ 円

No.	支払時期・額 (予定を含む)		支払先	
	年 月 日 旬	千円	(名称/所在地/電話等)	
		千円	(名称)	
		円	(所在地)	
		千円		
		円		
		千円	(電話)	
	円	中小企業者である	中小企業者ではない	
		千円	(名称)	
		円	(所在地)	
		千円		
		円		
		千円	(電話)	
	円	中小企業者である	中小企業者ではない	
		千円	(名称)	
		円	(所在地)	
		千円		
		円		
		千円	(電話)	
	円	中小企業者である	中小企業者ではない	
		千円	(名称)	

	円		
	千	(所在地)	
	円		
	千	(電話)	
	円	中小企業者である	中小企業者ではない
	千	(名称)	
	円	(所在地)	
	千		
	円	(電話)	
	千	中小企業者である	中小企業者ではない
	円		

※「支払時期・額（予定を含む）」欄の「 年 月 日 旬」のうち、旬については、

右の区分で記載してください。上旬：1～10日、中旬：11～20日、下旬：21日～月末

※「支払先」欄には、中小企業基本法第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）である場合は、「中小企業者である」欄に○を、そうでない場合は「中小企業者ではない」欄に○をしてください。**受注者が中小企業者である場合は、当該支払計画書の提出は不要です。**

債権譲渡承諾書

(債権譲渡人)

様

(債権譲受人)

様

(発注者) 川崎市上下水道事業管理者

年 月 日に提出された債権譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって債権譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議をとどめて、川崎市上下水道局工事請負契約約款第6条第1項ただし書きの規定により承諾します。

なお、本承諾により、工事請負契約に基づく債権譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 債権譲受人は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことをしてはならない。
- 発注者が支払う契約代金は発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 発注者は、債権譲渡後も、債権譲渡人との協議により、工期、契約金額その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、債権譲受人は発注者に対して異議を申立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら債権譲渡人と債権譲受人との間において解決されなければならない。
- 債権譲渡人及び債権譲受人は、本市に 年 月 日に提出があった債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付欄	
-------	--

(第6号様式)
第 号
年 月 日

債権譲渡不承諾通知書

(債権譲渡人) 様
(債権譲受人) 様

(発注者) 川崎市上下水道事業管理者

年 月 日に提出された債権譲渡承諾依頼については、次の理由により承諾できません。

- 1 契約番号 _____
工事件名 _____
- 2 契約締結日 _____ 年 月 日
- 3 承諾しない理由

担当部署・連絡先

(第7号様式)
年 月 日

工 事 出 来 高 確 認 協 力 依 頼 書

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

(債権譲受人) 商号又は名称
所 在 地
代 表 者 名

印

年 月 日に債権譲渡承諾がなされた次の工事について、債権譲渡人である と
の信託契約に基づき、同工事の出来高を確認する必要があります。
つきましては、同工事の出来高確認のため、工事現場の立ち入りについて御協力いただきますよ
うお願いいたします。
工事現場に立ち入るに際して必要事項がある場合には、発注者の指示に従います。

- 1 件 名 _____ (契約番号 _____)
- 2 債権譲渡人 (施工者名) _____
- 3 現場立入希望日時 _____ 年 月 日 時 分から _____ 時 分まで
- 4 現場立入予定者 (法人名・職氏名)
・ _____
・ _____
・ _____
・ _____
・ _____
- 5 連絡先
担当者 法人名・職氏名 _____
電 話 _____

※当該依頼書を申請するに当たり、債権譲受人が使用する印は、実印とします。

工事代金債権計算書 (契約変更用)

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者 様

(債権譲渡人)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 _____ 印

(債権譲受人)
所在地
名称
代表者職氏名 _____ 印

年 月 日付けの工事請負契約の変更により、工事代金債権が変更しましたので報告します。

1 契約番号 _____
工事件名 _____

2 契約締結日 _____ 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 _____ 年 月 日

4 契約変更日 _____ 年 月 日

5 工事代金債権

(1) 契約金額 (変更前) 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在)

(2) 支払済前払金額 (債権譲渡人) 金 _____ 円

(3) 支払済中間前払金額及び内払額 (債権譲渡人)
(債務負担行為による契約における各会計年度の支払限度額の範囲内で支払った額を含む。)
金 _____ 円

(4) 債権譲渡額 (変更前) 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在)
※(4) = (1) - (2) - (3)

(5) 契約変更額 (契約変更日 _____ 年 月 日) (減額の場合は、△表示とする。)
金 _____ 円

(6) 契約金額 (変更後) 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在)
※(6) = (1) + (5)

(7) 債権譲渡額 (変更後) 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在)
※(7) = (4) + (5)

工事代金債権計算書 (契約解除用)

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

(債権譲渡人)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 _____ 印

(債権譲受人)
所在地
名称
代表者職氏名 _____ 印

年 月 日付けの工事請負契約の解除により、工事代金債権が変更しましたので報告します。

1 契約番号 _____
工事件名 _____

2 契約締結日 _____ 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 _____ 年 月 日

4 契約解除日 _____ 年 月 日

5 工事代金債権

(1) 契約金額 (契約解除日現在) 金 _____ 円

(2) 支払済前払金額 (債権譲渡人) 金 _____ 円

(3) 支払済中間前払金額及び内払額 (債権譲渡人)

(債務負担行為による契約における各会計年度の支払限度額の範囲内で支払った額を含む。)

金 _____ 円

(4) 出来形額 (%) 金 _____ 円

(5) 契約解除違約金 金 _____ 円

※ (5) = (1) × 10%

(6) 債権譲渡額 金 _____ 円

※ (6) = (4) - (2) - (3) - (5)

工事代金請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

(債権譲受人)

所在地

名称

代表者職氏名 _____ 印

登録番号

年 月 日付の債権譲渡承諾書に基づき承諾された工事代金債権について、次のとおり請求します。

1 契約番号 _____
工事件名 _____

2 契約締結日 _____ 年 月 日

3 受注者(債権譲渡人) 名称 _____
所在地 _____
代表者職氏名 _____

4 請求金額 円 _____
(消費税及び地方消費税 率 _____ %)
うち消費税額 円 _____

ただし、 _____ 工事の代金として

(内訳)

(1) 契約金額 円 _____

(2) 支払済前払金額 円 _____

(3) 支払済中間前払金額及び内払額 円 _____

(債務負担行為による契約における各会計年度の支払限度額の範囲内で支払った額を含む。)

(4) 履行遅滞等による損害金等 円 _____

(5) 今回請求金額 円 _____

5 支払口座等

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種別

(4) 口座番号

(5) 口座名義

6 請求者の連絡先

(1) 所在地

(2) 電 話